

改正鳥獣法に係る省令案について

(1) スケジュール

10月14日～11月12日	パブリックコメント（30日間）
10月27日	中央環境審議会自然環境部会（検討状況の報告）
年内	省令公布
平成27年5月（予定）	改正法・政省令施行

(2) 指定管理鳥獣の指定

ニホンジカとイノシシとする

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者制度に関する基準

項目	省令案（概要）
	事業管理責任者をおくこと
安全管理体制	安全管理規程の整備（緊急連絡体制、猟具の定期点検、（銃猟の場合）定期的な射撃練習の実施、従事者の管理等）
	事業管理責任者に安全管理を図るための体制の確保を行わせること
	捕獲従事者が使用する猟法に係る狩猟免許を有すること
	捕獲従事者が安全管理講習を受講すること （法令遵守、捕獲作業時の安全確保、事故対応、猟具の取扱い等の講習）
	半数以上の捕獲従事者が救急救命に関する講習を受講すること
（夜間銃猟の認定の場合、上記に加え） 夜間銃猟をする際の安全管理体制	夜間銃猟を実施する際の安全管理規程の整備 （地域住民への事前周知、実施地区での安全対策等を含む）
	安全の確保に係る技能（詳細を別途告示で定める）
	捕獲従事者が夜間銃猟に係る安全管理講習を受講すること （夜間銃猟における安全確保、地域住民への周知の徹底等に関する講習）
技能及び知識	捕獲従事者が技能及び知識に関する講習を受講すること（対象鳥獣の生態、鳥獣の管理、関係法令、捕獲手法、感染症等に関する講習）
研修	適正かつ効率的に鳥獣捕獲等を行うための技能及び知識の維持向上に関する研修の実施
	事業管理責任者に捕獲従事者の技能及び知識の維持向上のための研修の計画等を行わせること
その他	捕獲実績（申請日から遡って3年以内に、対象とする猟法を用いて、対象種の鳥獣捕獲等事業を適切に実施した実績）
	役員等に暴力団員等を含めないこと
	損害賠償能力（損害賠償契約）を有すること
	適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するため、狩猟免許所持者が4人以上いること。シカ、イノシシ、サル、クマを対象とする銃猟の場合は原則として10名以上いること。

※なお、国の基本指針は5年ごとに見直すこととしており、平成28年度中に改訂することから、その改訂作業と併せて、当該省令についても見直すこととする。